

別紙

企業年金等に関する特定個人情報の取扱いに関するQ&A

(全般について)

Q 1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案」のパブリックコメントが平成 27 年 8 月 20 日～9 月 18 日に行われましたが、これが公布されると、「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」（平成 27 年 10 月 5 日年発第 1005002 号）にも影響するのでしょうか。

A 1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令」が公布された場合には、その内容を踏まえて上記「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」を改正することを予定しています。

Q 2 企業年金等に関連する事務として取得した個人番号を、国税関係事務において e-Tax で送付すること、地方税関係事務において eLTAX で送付すること等は可能でしょうか。

A 2 他の行政機関への送付については、当該行政機関の規定に従ってください。

(安全管理措置について)

Q 3 「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」第二の一(1)①において、「また、特定個人情報を取り扱う作業は、インターネットと物理的に切断されたパソコン等で行う等適切な措置を講じ、特定個人情報の適正管理を徹底すること。」とは、具体的にはどのようにすればよいのでしょうか。

A 3 例えば、基幹システムから個人の特定個人情報を別のパソコンに移して使用する場合、インターネットに接続していないパソコンを 1 台用意し、特定個人情報の取り扱いはそのパソコンでのみ行うことが考えられます。

Q 4 「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」第二の一(2)①及び③に規定されている「送付履歴がわかるようにする」とはどのようなものが考えられるでしょうか。

A 4 簡易書留や配達証明での送付等が考えられます。

(企業年金等関連番号取扱事務について)

Q 5 「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」第三(3)において「事務取扱担当者を明確化」と規定されていますが、個人名ではなく、担当部署等の組織名による規定も認められますか。

A 5 部署名、事務名（「〇〇事務担当者」等の規定）等による規定で事務取扱担当者の範囲が明確になるのであれば、そのような規定も認められます。ただし、部

署名等による規定では事務取扱担当者の範囲が広範すぎて特定できないような場合には明確になったとはいえず、認められません。